

兵庫県公報

平成29年6月23日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

選挙管理委員会告示		ページ
○ 兵庫県議会議員たつの市及び揖保郡選挙区補欠選挙と知事選挙の同時執行	1
○ 兵庫県議会議員たつの市及び揖保郡選挙区補欠選挙と知事選挙の同時執行に伴う投開票の順序	1
○ 兵庫県議会議員たつの市及び揖保郡選挙区補欠選挙の選挙長及びその職務を代理すべき者の選任	1
○ 兵庫県議会議員たつの市及び揖保郡選挙区補欠選挙の選挙長の職務を行う場所	2
○ 兵庫県議会議員たつの市及び揖保郡選挙区補欠選挙の選挙会の日時及び場所	2
○ 兵庫県議会議員たつの市及び揖保郡選挙区補欠選挙の選挙運動に関する支出金額の制限額	2
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	2
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3
兵庫県議会議員たつの市及び揖保郡選挙区補欠選挙選挙長告示		
○ 兵庫県議会議員たつの市及び揖保郡選挙区補欠選挙の選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所	3

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第45号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第113条第3項の規定に基づく兵庫県議会議員たつの市及び揖保郡選挙区の補欠選挙を、同法第119条第1項の規定により、兵庫県知事選挙と同時に次のとおり行う。

平成29年6月23日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 立石幸雄

- 1 選挙の期日
平成29年7月2日
- 2 選挙すべき議員の数
1名



兵庫県選挙管理委員会告示第46号

平成29年7月2日執行の兵庫県知事選挙及び兵庫県議会議員たつの市及び揖保郡選挙区補欠選挙の同時選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第122条の規定により、投票及び開票の順序を次のとおり定める。

平成29年6月23日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 立石幸雄

- 1 投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序は、次のとおりとする。
 - (1) 兵庫県知事選挙の投票
 - (2) 兵庫県議会議員補欠選挙の投票
- 2 開票を同時に行わない場合の開票の順序は、次のとおりとする。
 - (1) 兵庫県知事選挙の開票
 - (2) 兵庫県議会議員補欠選挙の開票



兵庫県選挙管理委員会告示第47号

平成29年 7月 2日執行の兵庫県議会議員たつの市及び揖保郡選挙区補欠選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び同法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成29年 6月23日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立石幸雄

- 1 選挙長
たつの市揖西町小犬丸693番地
石田勝啓
- 2 選挙長の職務を代理すべき者
たつの市揖保川町野田338番地1
南木健一郎



兵庫県選挙管理委員会告示第48号

平成29年 7月 2日執行の兵庫県議会議員たつの市及び揖保郡選挙区補欠選挙につき、公職選挙執行規程（昭和47年兵庫県選挙管理委員会告示第43号）第7条の規定により、選挙長の職務を行う場所を次のとおり定める。

平成29年 6月23日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立石幸雄

職務を行う場所	左記で職務を行う期間	所在地
たつの市役所分庁舎第3会議室	6月23日午前10時まで	たつの市龍野町富永1005番地1
たつの市選挙管理委員会事務局	6月23日午前10時以降	



兵庫県選挙管理委員会告示第49号

平成29年 7月 2日執行の兵庫県議会議員たつの市及び揖保郡選挙区補欠選挙につき、選挙会の日時及び場所を次のとおり定める。

平成29年 6月23日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立石幸雄

- 1 日時 平成29年 7月 3日 午後1時30分
- 2 場所 たつの市龍野町富永1005番地1
たつの市役所3階301会議室



兵庫県選挙管理委員会告示第50号

平成29年 7月 2日執行の兵庫県議会議員たつの市及び揖保郡選挙区補欠選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、7,758,300円である。

平成29年 6月23日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立石幸雄



兵庫県選挙管理委員会告示第51号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成29年 6 月 23 日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立 石 幸 雄

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 92,718

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 679,487



兵庫県選挙管理委員会告示第52号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による兵庫県議会議員たつの市及び揖保郡選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、30,990である。

平成29年 6 月 23 日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立 石 幸 雄

兵庫県議会議員たつの市及び揖保郡選挙区補欠選挙選挙長告示

兵庫県議会議員たつの市及び揖保郡選挙区補欠選挙選挙長告示第1号

平成29年7月2日執行の兵庫県議会議員たつの市及び揖保郡選挙区補欠選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成29年 6 月 23 日

兵庫県議会議員たつの市及び揖保郡選挙区補欠選挙
選挙長 石 田 勝 啓

- 1 日時 平成29年 6 月 29 日 午後 5 時 30 分
- 2 場所 たつの市龍野町富永1005番地 1
たつの市選挙管理委員会事務局